

第三章 災害応急対策

第一節 県民による災害応急対策

(安全を確保するための行動)

第三十四条 県民は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において自らの生命及び身体を守るため、災害に関する情報に留意しつつ、必要と判断したときは自主的に避難するとともに、災害対策基本法その他の法令等に基づく高齢者等避難の発表、避難の指示又は緊急安全確保措置の指示があったときは、これに応じて速やかに行動するものとする。

2 県民は、津波から自らの生命及び身体を守るため、津波による被害の発生が予想される場合においては、津波警報の発表、避難の指示等の津波に関する情報に留意しつつ、津波による被害の発生が予想される場所から高台、津波避難施設その他の安全な場所へ直ちに避難しなければならない。

3 県民は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において避難するに当たっては、要配慮者が円滑に避難することができるよう配慮するとともに、近隣住民への呼びかけを行う等相互に助け合うよう努めるものとする。

【趣旨】

1 災害発生時において自らの生命・身体を守るためには、自らの判断による適切な避難などの安全を確保するための行動が必要になります。

そこで、県民は、本条第1項において、必要と判断したときは自主的に避難するとともに、高齢者等避難の発表、避難指示、緊急安全確保措置の指示があったときは、これに応じて速やかに行動するものとししました。また、第2項において、特に、津波による被害の発生が予想される場合は、津波警報の発表、避難指示等の津波に関する情報に留意しつつ、高台、津波避難施設などの安全な場所へ直ちに避難しなければならないとししました。

2 災害発生時においては、自らが避難するだけでなく、共助の取組の一環として、要配慮者を含めた近隣住民への呼びかけを行うことにより、より多くの地域住民の生命・身体を守ることができます。

そこで、県民は、本条第3項において、避難するに当たって、要配慮者が円滑に避難することができるよう配慮するとともに、近隣住民への呼びかけを行う等相互に助け合うよう努めるものとししました。

なお、本項の規定による助け合いは、まず、自らの身の安全を確保した上で行うものであることに留意が必要です。

【説明】

1 「高齢者等避難の発表」 ※令和3年5月名称変更

避難に時間のかかる高齢者や障害者などの要配慮者とその支援者は危険な場所から立退き避難を開始し、その他の住民には、必要に応じて立退き避難の準備を整えるとともに気象情報に注意を払い、自発的に避難開始することを求めるものです。

2 「避難の指示」 ※令和3年5月避難指示に一本化

避難の指示とは、災害一般に関する避難のための立退きの指示（災害対策基本法第60条第1項）、洪水、津波、高潮に関する避難のための立退きの指示（水防法第29条）、地滑りに関する避難のための立退きの指示（地すべり等防止法第25条）などをいい、危険な場所から全員避難（立退き又は屋内安全確保）することを求めるものです。

3 「緊急安全確保措置の指示」 ※令和3年5月名称変更

災害が発生又は切迫し、指定緊急避難場所等へ立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況において、いまだ危険な場所にいる居住者等に対し、立退き避難から、自宅等の屋内での待避、上階への移動（垂直避難）等へ避難行動を変容するよう指示するものです（災害対策基本法第60条第3項）。

ただし、災害が発生・切迫している状況において、その状況を市町村が必ず把握することができるとは限らないこと等から、本情報は必ず発令されるとは限りません。

(一斉帰宅による事故等を防止するための行動)

第三十五条 帰宅困難者は、帰宅困難者の一斉帰宅による事故及び混乱の発生を防止するため、むやみに帰宅しないよう努めるとともに、一時滞在施設の運営に協力するよう努めるものとする。

【趣旨】

東日本大震災から得られた教訓を踏まえると、帰宅困難者による事故や混乱の発生を防止するためには、帰宅困難者の一斉帰宅をできる限り抑制する必要があります。

また、一時滞在施設では、災害発生直後の混乱状況の中、多くの人々が見知らぬ他人と数日間過ごす可能性もあり、混乱が発生しやすい状況にあることから、施設管理者だけでは、適切な運営がなされないおそれがあります。

そこで、帰宅困難者は、むやみに帰宅しないよう努めるとともに、一時滞在施設の運営に協力するよう努めるものとなりました。

【説明】

1 「むやみに帰宅しない」

家族や自宅の無事確かめた後、職場や一時滞在施設などで状況が落ち着くのを待ち、やみくもに急いで帰宅しないことをいいます。

2 「一時滞在施設」

地震等による災害発生時に、駅周辺や路上等の屋外で被災し、待機する場所がない帰宅困難者を一時的に受け入れる施設をいい、例えば、オフィスのエントランスホール、ホテルの宴会場等が想定されます。

3 「一時滞在施設の運営に協力する」

水・食料・毛布などの支援物資の配布、トイレやごみの処理などの施設の衛生管理、周辺の被害状況・道路状況・鉄道の運行状況などに関する情報提供など一時滞在施設の運営に対し、帰宅困難者が協力することです。

(火災の発生等を防止するための行動)

第三十六条 県民は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、自らの生命及び身体を守るのに支障を生じない限度で、火気の使用の停止、ガス及び電気の遮断その他の火災の発生及び拡大を防止するために必要な行動をするよう努めるものとする。

【趣旨】

関東大震災において約9割を占めた最も大きな死因は、地震火災による焼死でした。千葉県でも、都市部を中心に木造密集地域が多く存在し、災害発生時における火災対策の必要性は高いといえます。

そこで、災害発生時には、県民は、自らの生命・身体の安全を確保した上で、火気の使用の停止、ガス・電気の遮断等の火災を防止するための行動をするよう努めるものとなりました。

【説明】

「自らの生命及び身体を守るのに支障を生じない限度」

火気の使用の停止、ガス・電気の遮断等の前提として、自らの生命・身体の安全を確保することを明記しています。

例えば、地震発生時には揺れが収まるのを待ってから火を消すことや、短時間で津波が来襲する恐れがある場合には、ガスの元栓を閉めることや電気のブレーカーを切ることよりも避難を優先することなどです。

(避難所における行動)

第三十七条 避難所に滞在する県民は、相互に協力しつつ、主体的に、避難所の運営に携わるよう努めるとともに、生活必需物資の確保及び配布、要配慮者に対するその特性を踏まえた配慮その他の避難所における円滑な共同生活を営むために必要な行動をするよう努めるものとする。

【趣旨】

東日本大震災では、県内の避難所の運営・管理は主に市町村の職員が行いましたが、大規模な災害が発生し、多くの住民が長期にわたり避難生活を送る際には、住民自らが中心となって運営することが混乱回避のために望ましいと考えられています。

そこで、避難所に滞在する県民は、円滑な共同生活を営むために、相互に協力しつつ、主体的に、避難所の運営に携わり、生活必需物資の確保・配布、要配慮者の特性を踏まえた配慮などをするよう努めるものとなりました。

【説明】

1 「避難所の運営に携わる」

例えば以下のような各種活動班において、避難者がそれぞれ仕事を分担することが考えられます。

避難所活動班の主たる業務内容（例）

活動班名	各班で行う主な業務内容
総務班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所運営記録の作成 ・ 避難者名簿の作成 ・ 問い合わせ・取材への対応 等
情報班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村災害対策本部との連絡 ・ 被害情報・復旧情報の収集 ・ 避難者への情報提供 等
施設管理班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 危険箇所・要修繕箇所への対応 ・ 避難所のレイアウト作成 ・ 公共スペースの管理 ・ 防火・防犯 等
食料・物資班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食料や物資の調達、受入れ、管理、配布 ・ 炊き出し 等
保健・衛生班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療・介護にかかる相談・対応 ・ 清掃・ゴミ等の衛生管理 ・ ペットの管理 等

要配慮者班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要配慮者用の窓口の設置・相談対応 ・ 避難行動要支援者の避難状況確認、未確認者の確認 ・ 要配慮者の状況・要望の把握 等
支援渉外班 (ボランティア班を含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・ ボランティアの派遣要請 ・ ボランティアの受入・配置 ・ 自衛隊・日赤等の支援団体との調整 等

2 「その特性」

例えば、高齢者や障害者であれば自力での行動が困難な方もいること、乳児であれば自己の欲求等を言葉で訴えることができないことなどです。